

横浜植物防疫協会からのお知らせ

各 位

横浜植物防疫協会

045-201-2378

お知らせ第 3 5 号を送信します。

【輸入植物検疫措置の見直し（第 7 次改正）について】

農林水産省では、諸外国及び国内における病害虫の発生状況及び植物検疫措置の実施状況等の情報を収集し、リスクに応じた輸入検疫措置を講ずため、植物防疫法施行規則および関連告示を改正しています。同改正は、平成 2 3 年 3 月の第 1 次改正から前回令和 2 年 5 月の第 6 次改正まで実施されています。

今般、農林水産省は 7 次改正を実施するにあたりパブリックコメントの募集について、農林水産省ホームページに掲載がありましたのでお知らせします。当該パブリックコメントの募集に係る URL は以下のとおりです。また、7 次改正の概要は以下のとおりです。

- ・農林水産省ホームページのパブリックコメント募集の URL

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=550003262&Mode=0>

・ 7 次改正の概要

(1) 検疫有害動植物の見直し

- ①検疫有害動植物を新たに 2 種追加（計 1,021 種から計 1,023 種へ）

Anastrepha striata (害虫：ミバエ科)

Tomato mottle mosaic virus (ウイルス)

- ②非検疫有害動植物を新たに 7 種追加（計 513 種から計 520 種へ）

Eupteryx decemnotata (害虫：ヨコバイ科)

ヘラオオバココバンゾウムシ (害虫：ゾウムシ科)

チャノカタカイガラムシ (害虫：カタカイガラムシ科)

ビワコブオオアブラムシ (害虫：アブラムシ科)

チョウセンアサガオ類輪紋病 (病菌：糸状菌)

Pythium brassicum (病菌：糸状菌)

Pantoea ananatis (病菌：細菌)

(2) 輸出国に対して求める輸入検疫措置の見直し

- ①新たに追加される 2 種の検疫有害動植物について、輸出国に対し、作業計画に従

った措置又は精密検定の実施とともに、検査証明書において当該措置を実施した旨を追記することを要求。

②既存の検疫有害動植物に対しての見直し

チチュウカイミバエ等27種の検疫有害動植物について、寄主植物又は発生地域の追加、寄主植物の表示名の変更、検疫措置の選択肢の追加等、関連する農林水産大臣が定める基準の削除・修正。

(3) 国内における移動禁止地域及び移動禁止植物等の見直し

・今後の予定

令和3年

2月：パブリックコメント募集、公聴会開催、SPS 通報発出

4月：改正規則及び告示の官報公示・施行

以上